

宇治市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宇治市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 西部の沖積低地

ア 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、巨椋池干拓田、槇島既成田など比較的平坦な立地条件の中で、水稻、野菜、花きなどの生産が行われている。農業用排水施設、農業用道路等が多く整備されており、農用地の保全又は利用上必要な施設の管理を適正に行っていく必要がある。また、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

イ 目標

アを踏まえ、本地域内の農業振興地域では、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(2) 中央部の山麓丘陵地帯

ア 現況

本地域は、市域の中央部を流れる宇治川があり、川沿いでは伝統産業である宇治茶を中心とした農業生産が展開されている。宇治川を中心とした風情のある景観や山麓丘陵地帯に広がる茶園風景など自然環境にも重きを置いた農業の生産方式を普及することが必要となっている。また、茶園の保全やそれに付随する施設の管理を適正に行っていく必要がある。

イ 目標

アを踏まえ、本地域内の農業振興地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及させ、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(3) 東部の山間地帯

ア 現況

本地域は、山林が広がり、林業の他に稲作、花き、畜産、椎茸などの生産が

行われている。平場地域と比べて生産条件に不利が生じることに對し補正を行い、農用地の保全又は利用上必要な施設の管理を適正に行っていく必要がある。また、山間地帯の景観や生態系を維持、保全しつつ、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

イ 目標

アを踏まえ、本地域内の農業振興地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、生産条件の不利が生じることに對し補正しつつ、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|-----|------------|-------------------------------|
| (1) | 西部の沖積低地 | 法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業 |
| (2) | 中央部の山麓丘陵地帯 | 法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業 |
| (3) | 東部の山間地帯 | 法第3条第3項第1号、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

ア 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の(ア)の指定地域のうち(イ)の要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団

の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(ア) 対象地域

宇治市東笠取で京都府特認基準に基づく

(イ) 対象農用地

a 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 自然条件により小区画・不整形な田

c 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

d 市長の判断によるもの

(a) 緩傾斜農用地

i 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

ii 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

(b) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

e 京都府知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

ア 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、宇治市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」における効率的かつ安定的な農業経営の経営水準に到達する者などとする。